

2021年11月17日

株式会社ラバブルマーケティンググループ

代表取締役社長 林 雅之

問合せ先： コーポレート本部 03-4567-6399

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「愛されるマーケティング活動」、すなわち現代の情報消費行動に寄り添うマーケティングをコンセプトに掲げ、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底し、株主、取引先、従業員等全てのステークホルダー(利害関係者)から高い信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することを重要な課題と位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社みやびマネージメント	491,250	41.59%
株式会社日比谷コンピュータシステム	354,400	30.00%
林 雅之	102,114	8.64%
佐々木 博之	57,450	4.86%
横山 隆治	39,375	3.33%
田村 慶	32,500	2.75%
長谷川 直紀	25,500	2.16%
佐藤 寛次郎	23,600	2.00%
鶴川 太郎	16,525	1.40%
エル・エム・ジー社員持株会	13,937	1.18%

支配株主（親会社を除く）名	なし
---------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鵜川太郎	他の会社の出身者											
松本高一	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鵜川太郎	○	—	長年に亘り株式会社オルトプラスの経営に携わり、グループ経営に関する相当程度の知見を有していることから、その知見に基づき、当社取締役会に貴重な提言をし、適切な監督機能を果たすものと考えたため。
松本高一	○	—	豊富な上場コンサルティングの経験及び管理業務に対する幅広い知見を有しており、その知見に基づき、当社のコーポレートガバナンスや内部統制システムに対する有益な助言を得られると考えたため。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査、会計監査人による会計監査を基本としております。全体として監査の質的向上と相互の連携を図るため監査役、内部監査担当、会計監査人は原則として四半期ごとに三様監査を実施し、監査計画・監査結果の報告・共有・意見交換など緊密な連携を図っております。また、監査役と内部監査担当は適宜ミーティングを行い、相互に補完する体制をとっており、効果的に監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐々山英一	他の会社の出身者													
小田香織	公認会計士													
今井智一	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々山英一	○	—	東京証券取引所第一部市場上場企業の取締役経理本部長として財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たすことができると考えたため。
小田香織	○	—	公認会計士としての専門知識と監査経験を有しており、また東京証券取引所第一部市場上場の監査役としての豊富な経験と専門的な知識を基に、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たすことができると考えたため。
今井智一	○	—	東京弁護士会所属の弁護士であり、豊富な経験と専門的な知識を基に、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たすことができると考えたため。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの取締役、従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議された範囲内で、取締役会の決議に基づき決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が独立した立場で経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、コーポレート本部・事業統括がサポートしております。また、取締役会の開催に際してコーポレート本部より社外取締役及び社外監査役に事前に資料の配付を行い、議案の内容を把握し、議論がなされる体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役3名をもって構成し、業務執行状況の監督及び経営上の重要事項についての意思決定機関として原則月1回開催するほか、迅速な意思決定のため必要に応じて臨時取締役会を開催します。

(監査役及び監査役会)

当社の監査役会は、常勤監査役(社外監査役)1名及び非常勤監査役2名(社外監査役)の計3名をもって構成されております。監査役会は毎月1回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催します。また、監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会に出席し、取締役の業務執行及び全社的なコンプライアンス状況を監視しております。

(内部監査)

当社の内部監査は、代表取締役社長から命を受けたコーポレート本部が各組織の内部監査を行っております。ただし、コーポレート本部の監査は事業統括が行っております。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人との連携のもと内部統制の状況等について監査し、その結果及び改善点を代表取締役社長に報告するとともに、改善状況を確認いたします。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、コーポレート本部管掌執行役員を委員長、代表取締役をはじめ委員長により選出された委員により構成され当社におけるコンプライアンスの方針、体制、運営方法を定め、コンプライアンスに係る重要事項の調査や従業員への周知方法の検討などを審議するため定例委員会を毎月1回開催しております。また、コンプライアンス委員会の審議内容等は逐次取締役会に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスは、外部からの客観的及び中立的な経営監視機能が重要と考えており、独立性の高い社外取締役2名の選任、及び常勤社外監査役と独立性の高い社外監査役2名で構成する監査役会の設置により、経営の監視は十分に機能する体制となっていると判断しているため現状の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取組んでまいります。

集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主の皆様にご出席頂くため、集中日を避けた日程で開催するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討して行く予定であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討して行く予定であります。
招集通知(要約)の英文での提供	現在、具体的な検討は行っておりませんが、今後必要性を勘案して検討していく予定であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上に IR 専用サイトを開設し、当該サイト内で開示することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を定期的で開催していく事を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を定期的に行う事を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題と認識しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社コーポレートサイトにて「IR情報」として、開示しております。 https://img.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	執行役員コーポレート本部管掌竹内美稀を責任者とした、コーポレート本部内がIR担当となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明

社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	「適時開示運用マニュアル」において、「一般投資家をはじめとする利害関係者への企業内容に関する情報提供を行うことが重要な経営課題の一つである」と規定し、ステークホルダーの立場の尊重を行うものとしております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	弊社の取組みと親和性の高いSDGsの理念を事業戦略の中核に組み入れ、事業を通じ、持続的な社会の実現に取り組んでおります。 https://img.co.jp/wp-content/uploads/2021/03/21-03-08_sdgsaction.pdf
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	当社は、当社ディスクロージャーポリシーに基づき、すべてのステークホルダーに対し、IRサイト及び決算説明会等を通じて、適時適切かつ積極的な情報提供を行ってまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、会社業務の適正な運営を確保することを目的とした内部統制システム基本方針を、取締役会において、以下のとおり決議しております。

(1) 当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループは、コンプライアンスを統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し、審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告する。

② 全ての役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス管理規程」を定めるとともに、取締役会のもと組織されるコンプライアンス委員会を設置し、ビジネスルール遵守を周知徹底する体制を整備する。

③ 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。また、問題の未然防止、早期発見、早期解決のため「コンプライアンス管理規程」に「内部通報制度」を定める。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。

② 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 社内諸規程に基づき業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人が自己の業務分掌及び職務権限に応じた業務運営を行うことによりリスク管理を行う体制を構築しております。

② リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程を整備しております。リスク管理規程に基づき、代表取締役及びコーポレート本部はリスクの発生に備え、発生時に即時に対応できる体制を策定し、当社グループ全体に周知しております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために下記を実施する。

① 取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じて臨時に開催する。社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努める。また、取締役会の運営のため「取締役会規程」を定める。

② 取締役会の効率的な運営に資することを目的として、取締役及び執行役員等の職務分掌を定める。また、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「職務権限規程」等の社内規程を定める。

(5) 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社グループは、関係会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」を定める。

② 当社のコンプライアンス委員会は、当社グループを視野に入れて活動することとし、随時、各関係会社の代表者を会議に参加させる。

③ 当社グループの内部監査部門は、当社各部門の監査を実施するとともに、関係会社各社の監査を実施または統括し、各関係会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

② 当社グループの各部門及び関係会社各社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する体制

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

② 監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(8) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関

する体制

- ① 取締役及び執行役員は、取締役会及び監査役会において定期的にその担当する業務の執行状況を報告する。
- ② 取締役及び使用人は、当社グループ内の各関係会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、法令及び社内規程に基づき直ちに監査役に報告する。
- ③ 監査役は、内部統制に関わる各種委員会及び主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに、当社の重要な意思決定の重要な書類を閲覧する。
- ④ 内部通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、その他の重要な会議への出席や稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。
- ② 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査が実効的に行われる体制を確保する。
- ③ 代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務に関して支払の請求があった場合には速やかに支払いを行うものとする。

(10) 反社会的勢力の排除に関する体制

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、コーポレート本部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、「反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当な要求を受けた場合には屈することなく毅然とした対応を行う」ことを規定しております。

当社における反社会的勢力排除体制としては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、所管部署はコーポレート本部とし、責任者を執行役員コーポレート本部管掌としております。

具体的な取り組みとしては、新規取引先については、複数の情報サービスを利用して情報収集を行い事

前に反社会的勢力との関係の有無を調査しております。継続取引先についても、定期的に反社会的勢力との関係の有無の調査を行っております。

また、取引を開始する際には、業務委託基本契約書等の各種契約書類に、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

役員・従業員に向けては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を周知・徹底していくとともに、コーポレート本部所管のもと弁護士、警察等の外部専門機関とも連携をし、今後継続して実施することで、反社会的勢力排除に向けてさらなる社内体制の整備・強化を図っていく方針であります。

その他、株主に対しては株主となる時点、役員に対しては役員就任時、従業員に対しては新規採用時に、インターネット検索、日経テレコン検索（場合により、役員については面談または訪問、従業員については面談も実施）を使った調査を行っております。

外部との連携としては、暴力団追放運動推進都民センターに賛助会員として参加しており、幅広く情報収集や協力が得られる体制を構築しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

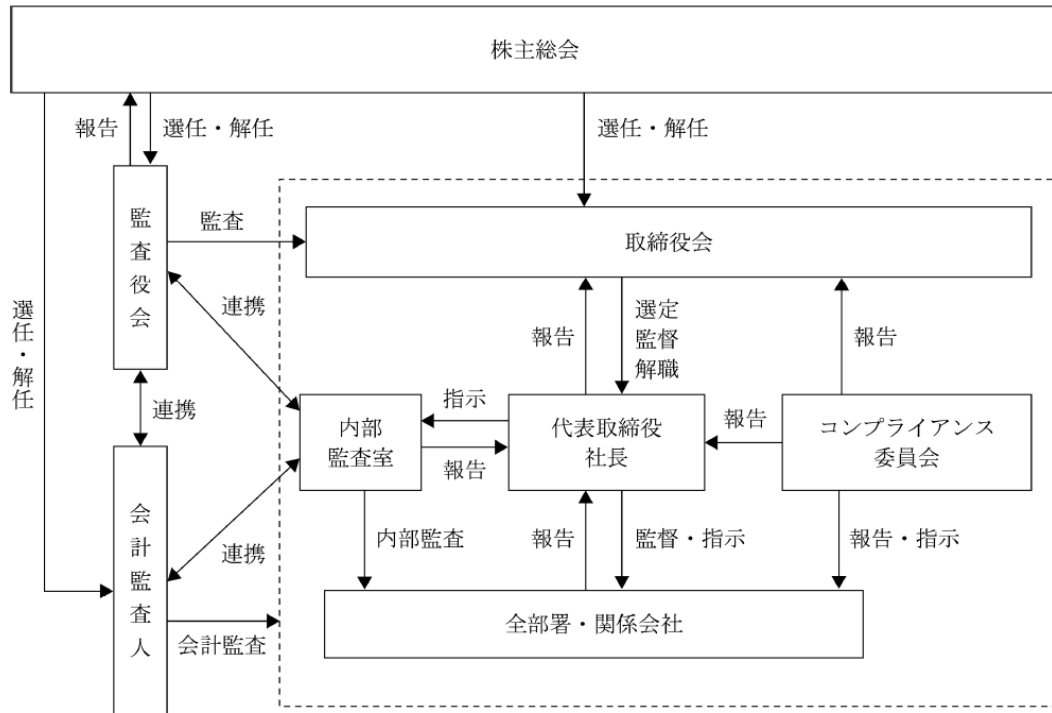
当社は、現時点で買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、企業として社会貢献するため、また、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、コーポレート・ガバナンス及び内部統制システムを充実させることが重要経営課題のひとつであると認識しており、当社グループの内部管理体制のあり方を常に見直し、より一層の管理体制の強化、コンプライアンス意識の向上、リスク管理体制の強化を図っていく予定であります。

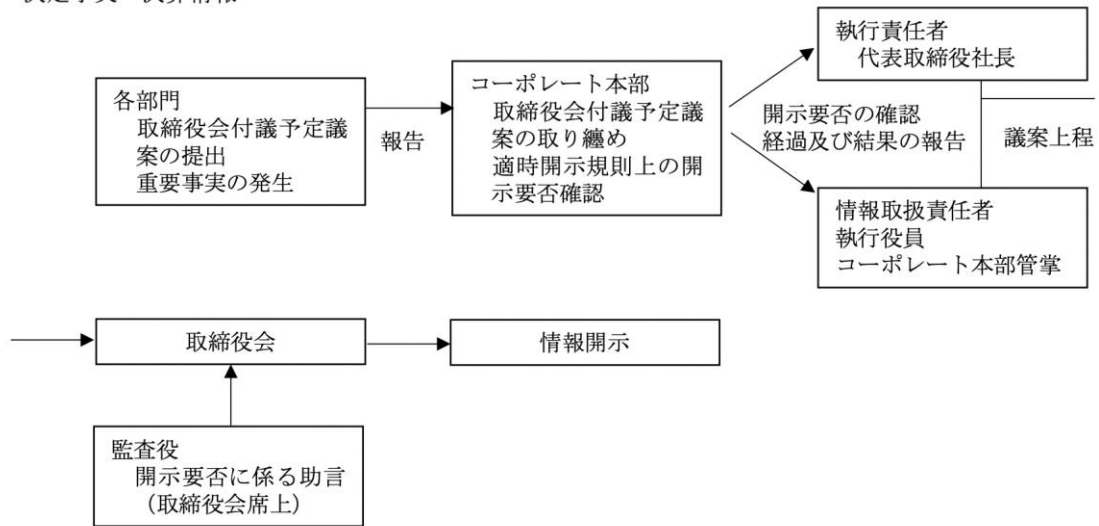
コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制については、以下の模式図をご覧ください。

【模式図(参考資料)】

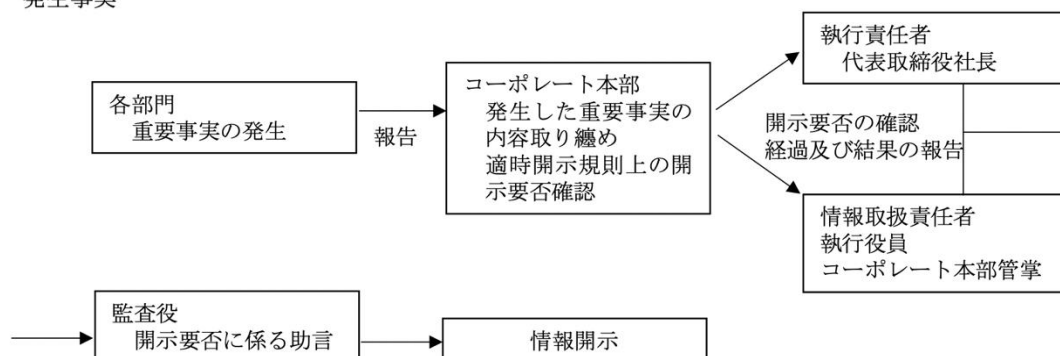


【適時開示体制の概要（模式図）】

決定事実・決算情報



発生事実



発生事実の開示について、緊急を要する場合、休業日、深夜・早朝等に発生した場合には、代表取締役もしくは情報取扱責任者の承認により速やかに行うものとする。また、代表取締役及び情報取扱責任者が不在の場合には、他の取締役の決裁で行い、遅滞なく開示することとする。

以上